

日本遺産関連体験型コンテンツ開発事業補助金交付要綱

令和2年7月10日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、日本遺産「会津の三十三観音めぐり」や「仏都会津」に関連した体験型コンテンツの新規造成により、会津地域への新たな旅行需要の創出を図ることを目的に、該当するコンテンツを造成・実施した事業者に対し交付する日本遺産「会津の三十三観音めぐり」関連コンテンツ開発補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 会津地域に所在し、宗教法人法（昭和26年法律126号）第4条の規定に基づく登録を受けている各種団体とする。

(補助対象事業)

第3条 以下の要件を満たす「体験型コンテンツ」を補助対象とする。なお、既に体験型コンテンツとして実施している既存の事業は、補助対象外とする。ただし、既存の事業を発展させる場合はこの限りでない。

- (1) 日本遺産「会津の三十三観音めぐり」や「仏都会津」に関連性のある内容であること。
- (2) 極上の会津プロジェクト協議会が所管する事業に対して連携が可能であること。
- (3) 事業の詳細の内容については、極上の会津プロジェクト協議会と協議の上決定すること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は単年度限りとし、令和3年2月26日までを事業期間とする。ただし、継続した補助により事業効果の向上に繋がると認められる場合には、3年を限度として補助することができる。

(補助対象経費及び補助限度額)

第5条 当該補助制度に関する補助金は、新規の体験型コンテンツの造成に係る以下の経費を対象とし、審査の上、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 事業開始にあたり必要となる物品に要する経費
- (2) パンフレット及びチラシ等の作成に要する経費
- (3) 広告の掲載に要する経費

2 1 コンテンツあたりの上限額は、下記の審査項目について審査を行うことにより定める。

審査項目 ①会津地域ならではの特別な体験である。(10点満点)

②観光客を惹きつけ、訴求力のある内容である。(10点満点)

審査方法 極上の会津プロジェクト事務局長及び申請を行った寺社仏閣が所在するエリアのエリアリーダーが行う。

補助限度額 ①審査員の平均点数が12点以上：上限額100,000円

②審査員の平均点数が15点以上：上限額200,000円

また、これとは別に全体の費用の3分の2の金額を上限とする。

なお、小数点以下の金額は切り捨てて処理する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内に極上の会津プロジェクト協議会長

(以下「会長」という。) あてに補助金交付申請書(第1号様式)に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。

(1) 受付期間 令和2年7月15日から令和2年12月25日

(2) 添付書類

・事業計画書(事業の内容及び事業開始に必要な物品や広報活動に必要な経費等の記載があるもの。)

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があった場合には、内容を審査し、適当であると認めたときは、通知を行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く)、または中止・廃止しようとする場合、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を会長に提出し、承認を得なければならない。

(事業報告等)

第9条 補助事業者が補助金の交付を受けるためには、体験型コンテンツ開始後20日以内または令和3年2月26日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書(第3号様式)及び補助金交付請求書(第4号様式)を、会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 会長は、前条の実績報告書、及び補助金交付請求書の審査し、必要に応じて事務局員が当該コンテンツの確認を行うことにより、適当と認めた場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部または一部を取消すものとする。この場合、補助事業者は、当該取消に係る補助金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第12条 気象条件や天変地異等、補助事業者の責めによらない不測の事態により、補助対象事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、2分の1までを上限に補助対象とすることができる。

2 受注者の都合で、コンテンツ開発を途中で取りやめた場合は、補助金交付の決定を取り消すものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第13条 補助事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、コンテンツ開発の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。